特　記　仕　様　書

１－１　受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書に基づき施工するものとする。

１－２　本工事の交通規制は、原則夜間開放とし、やむを得ず夜間通行規制とする場合は、発注者と協議する。

１－３　産業廃棄物の適正処理について

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。

１－４　交通誘導員・保安要員の配置指定

交通誘導員については、一般交通に支障のないよう配置すること。配置人員については延べ2名を計上している。交代要員無とする。

１－５　環境配慮事項

受注者は、本業務の遂行における作業全般にわたって環境への配慮に努めるものとする。

（１）　本業務の移動・運搬においては、合理化・効率化を図るとともに、低公害型の手段を用いること。

（２）　本業務において、施工区域内の清掃及び美化に努めること。

（３）　排出された廃棄物を適正に処理すること。

（４）　消耗品の使用にあたっては、環境への負荷の少ないものを選定すること。

（５）　提出書類等には、エコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に使用すること。

（６）　再生品の使用を推進すること。

（７）　その他受注者が行っている環境配慮行動を実施すること。

１－６　妨害又は不当要求に対する通報義務

（１）受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

（２）受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。